

全国健康関係主管課長会議

健康局 結核感染症課

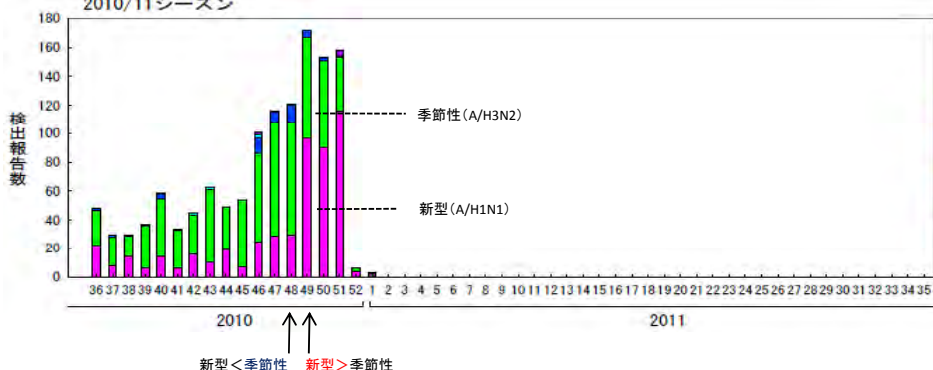
インフルエンザ対策について

現状

○ 今冬においては、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)だけでなく、従来の季節性インフルエンザについても流行の可能性があるため、**全ての年齢の方がインフルエンザに注意を要する。**

- ・インフルエンザの流行入り: **平成22年12月13日の週(第50週)**
- ・ウイルスの検出報告状況(平成23年1月7日現在): **新型インフルエンザ(A/H1N1) > 季節性インフルエンザ**(以下の図参照)
* 平成22年12月6日の週(第49週)に報告数が逆転

▼ウイルスの検出報告状況(平成23年1月7日現在)
2010/11シーズン



▼インフルエンザ予防啓発ポスター



(参考) 平成22年度今冬のインフルエンザ総合対策について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkakukenkanshou01/index.html>

今後の対応

○ 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)については、サーベイランスや必要な調査等を継続して行い、従来の季節性インフルエンザと異なる**大きな流行等の特別な事情が生じない限り、平成22年度末を目途に、感染症予防法上における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表をし、通常の季節性インフルエンザ対策に移行する予定。**

平成22年10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要

- 1 実施主体 国
※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく
- 2 対象者 すべての国民（優先接種対象者は定めない）
- 3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時（別途厚生労働大臣が指示）
※法案が継続審議となったため、平成22年度末までの間に「新臨時接種」に移行する見込みはない。
- 4 接種費用 市町村が設定（新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定）
- 5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約
※4と同様の理由から、接種実施医療機関の確保は市町村が行う。
- 6 ワクチン流通 市場流通
- 7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業
※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金
 - 実施主体 市町村
 - 補助単価
 - ・1回目の接種の場合 3,600円（1,800円）
 - ・2回目の接種であって、1回目の接種と同一医療機関で接種する場合 2,550円（2,550円）
 - ・2回目であって、1回目の接種と異なる医療機関で接種する場合 3,600円（3,600円）
 - ・予診の結果、接種を行えなかった場合 1,790円（ 900円）

※（ ）は、予防接種法に基づく二類定期接種の対象者の額
- 負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)
- 9 副反応報告 医療機関から国に直接報告

新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議 報告書概要

平成22年6月10日

◆ 全般的事項

1. 【病原性等に応じた柔軟な対応】

- 感染力だけでなく致死率等健康へのインパクト等を総合的に勘案して複数の対策の選択肢を予め用意し、柔軟に決定するシステムを構築

2. 【迅速・合理的な意思決定システム】

- 意思決定プロセスと責任主体を明確化し、迅速・合理的に意思決定できるシステムを構築

3. 【地方との関係と事前準備】

- 発生前の段階から関係者間で対処方針の検討や訓練を重ねるなどの準備

4. 【感染症危機管理に関わる体制の強化】

- 感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、関係機関のあり方や相互の役割分担、関係の明確化

5. 【法整備】

- 感染症対策の全般のあり方について、国際保健規則や地方自治体、関係学会等の意見を踏まえ、必要に応じて、感染症法や予防接種法の見直しを行う等、各種対策の法的根拠の明確化

◆ サーベイランス

- 国立感染症研究所、保健所、地方衛生研究所も含めた日常からのサーベイランス体制の強化

◆ 公衆衛生対策(学校等の臨時休業等)

- 社会的・経済的影響を勘案した学校等の臨時休業等の運用方法の検討
- 学校等の臨時休業等の効果やあり方の検討

◆ 広報・リスクコミュニケーション

- 広報やリスクコミュニケーションを専門に取り扱う組織の設置と、人員体制の充実
- 専任のスポークスパーソンの設置
- 情報が迅速かつ直接届くよう、情報提供のあり方の検討

◆ 医療体制

- 地域の実情を踏まえた医療提供体制の検討
- 発熱相談センターと発熱外来の設置の是非や運用方法について再度整理

◆ 水際対策

- 病原性等を踏まえ、専門家の意見を基に機動的に縮小等を可能に
- 水際対策の効果について、更に知見を収集

◆ ワクチン

- 国内のワクチン生産体制の強化
- ワクチン接種ガイドラインの早急な策定(実施主体、費用負担、集団接種などを検討)
- 今回のワクチンの在庫問題の解決に向けて、早急に最大限努力



- ✓ 新型インフルエンザ行動計画やガイドラインの改定等の検討作業に速やかに着手し、実現すべき
- ✓ 発生前の段階からの体制強化の実現を強く要望

新型インフルエンザ専門家会議について

1. 検討事項

- (1) 「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(H22.6.10)」の提言を踏まえた行動計画・ガイドラインの見直し
- (2) 「高病原性鳥由来新型インフルエンザ対策再構築について(H22.8.27内閣官房新型インフルエンザ等対策室)」に基づく、関係省庁での検討を踏まえた行動計画・ガイドラインの見直し
- (3) その他

2. 検討体制

- (1) 専門家会議の下に、以下の4つの作業班を設け、それぞれの担当分野ごとに検討を進め、見直し意見案を作成する。
 - ・公衆衛生対策(サーベイランス含む)
 - ・ワクチン
 - ・医療体制(抗ウイルス薬、医用品等を含む)
 - ・広報、リスクコミュニケーション
- (2) 専門家会議では、作業班での検討結果や、関係省庁での検討状況等を踏まえて、専門家会議としての見直し意見を取りまとめる。

3. 新型インフルエンザ専門家会議の検討状況

- 第12回: 9月15日(水)
- 第13回: 11月29日(月)

予防接種制度の抜本的な見直しにおいて、 議論が必要と考えられる主な事項

※平成22年2月19日厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会
「予防接種制度の見直しについて(第一次提言)」より抜粋

- (1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方
 - ・ 予防接種法の対象となっていない疾病・ワクチンの評価や位置付け
例: Hib(インフルエンザ菌b型)、肺炎球菌、HPV(ヒトパピローマウイルス)、水痘など
- (2) 予防接種事業の適正な実施の確保
 - ・ 国、ワクチン製造販売・流通業者、医療機関(医師)などの関係者の役割分担
 - ・ 予防接種により生ずる健康被害の救済制度、被害認定の方法、不服申し立て
 - ・ 接種の優先順位付けのあり方 等
- (3) 予防接種に関する情報提供のあり方
 - ・ 予防接種の意義や健康被害が生じる可能性等の情報提供のあり方
- (4) 接種費用の負担のあり方
 - ・ 予防接種の果たす役割や特徴等を踏まえた、その費用負担のあり方
- (5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方
 - ・ ワクチンの有効性や安全性に関する調査研究・情報収集・評価の方法を推進する体制
 - ・ 諸外国の予防接種施策に関する検討組織と同様の組織を設けることの必要性
 - ・ その際の機能(権能)、構成メンバー、制度運営に当たる人員等の体制 等
- (6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方
 - ・ ワクチンの研究開発や生産基盤の方策

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金について

趣旨

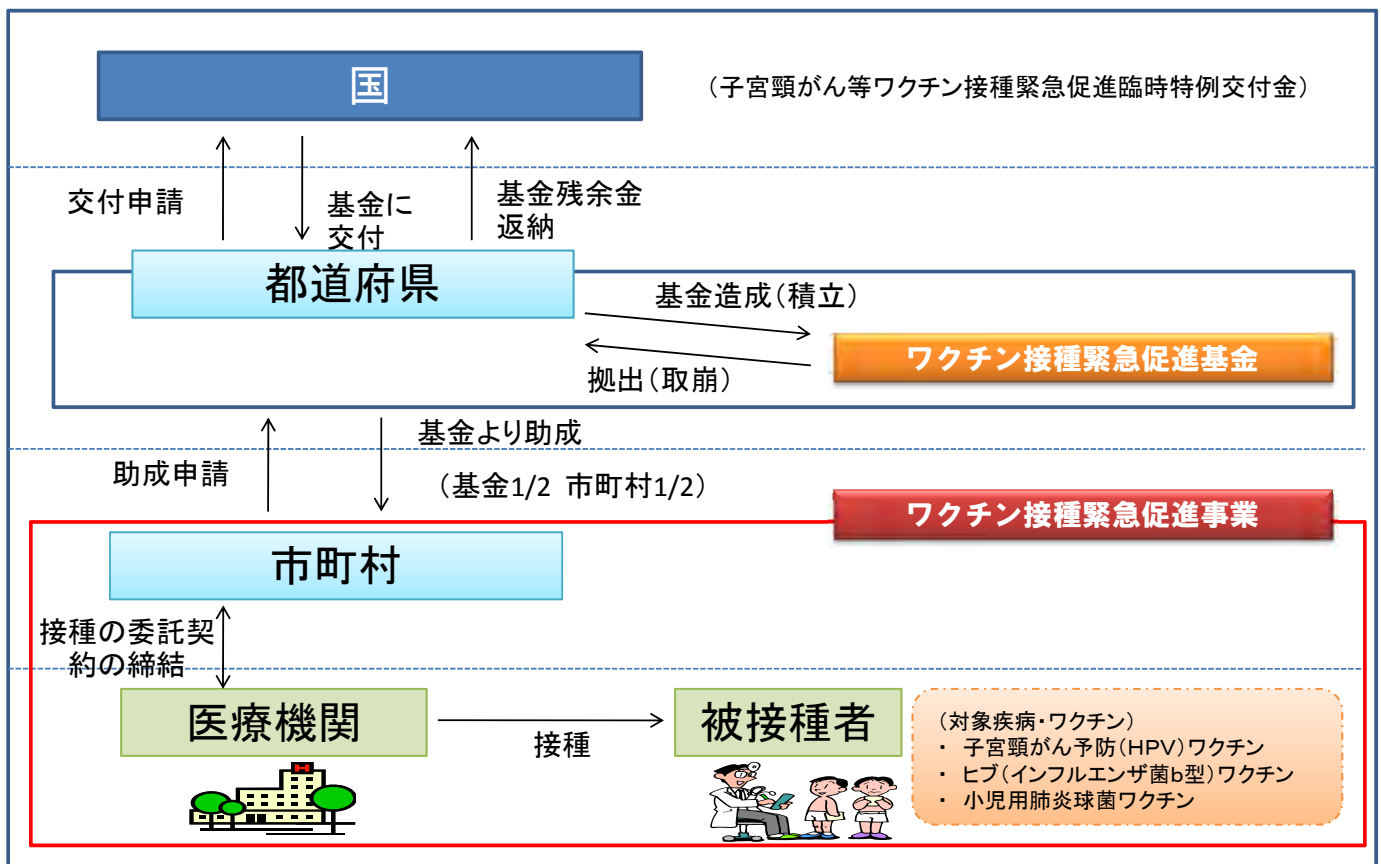
- 予防接種部会における意見書（10月6日）や、国際動向、疾病の重篤性等にかんがみ、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしている。
- これを踏まえ、対象年齢層に、緊急にひとつおりの接種を提供して、これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、補正予算において必要な経費を措置する。

事業概要

■基金の助成範囲等

- 基金の対象疾病・ワクチン：子宮頸がん予防（HPV）ワクチン
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン
小児用肺炎球菌ワクチン
- 基金の設置：基金は、都道府県に設置し、市町村の事業に対し助成する
- 負担割合： 国1/2、市町村1/2（都道府県事務費1/2は都道府県負担）
※公費カバー率9割：市町村における柔軟な制度設計は可能
- 基金の期間： 平成22年11月26日（補正予算成立日）～平成23年度末まで
※補正予算成立日から適用
- その他： 被害救済に万全を期するため、助成対象事業には民間保険への加入、健康被害副反応報告が行われるための措置を講じることを要件とする
※平成23年度予算概算要求に計上している子宮頸がん予防対策強化事業は取り下げ

事業スキーム(大まかなイメージ)



本事業の接種の対象者について

子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【接種対象者】 中学校1年生(13歳相当)～高校1年生(16歳相当)の女子：3回接種
(例外として、小学校6年生(12歳相当)の女子も対象とすることも可能〔この場合の助成対象範囲は最大4学年内までとする〕)

標準的な接種パターン

- ・中学1年生(13歳相当)の女子に3回接種

キャッチアップ(標準的な接種パターン以外)

- ・中学2年生(14歳相当)～高校1年生(16歳相当)の女子に3回接種

※子宮頸がんの原因となるHPVが主に性交渉で感染することから初回性交渉前に接種することが推奨されること、ワクチンの予防効果の持続期間が確立していないこと等から、専門家の総合的な議論を踏まえ設定

ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種(初回)、3回接種からおおむね1年の間隔に1回接種(追加)

キャッチアップ(標準的な接種パターン以外) ※以下のようにすることができる

- ・生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種(初回)、2回接種から概ね1年後に1回接種(追加)

- ・1歳以上5歳未満に開始：1回接種

※ヒブワクチンの添付文書に基づき設定

小児用肺炎球菌ワクチン

【接種対象者】 0～4歳の乳幼児

標準的な接種パターン

- ・生後2か月以上7か月未満に開始：3回接種(初回)、3回接種から60日以上の間隔に1回接種(追加)

キャッチアップ(標準的な接種パターン以外) ※以下のようにすることができる

- ・生後7か月以上12か月未満に開始：2回接種(初回)、2回接種から60日以上の間隔に1回接種(追加)

- ・生後12か月以上24か月(1歳)未満に開始：2回接種(60日以上の間隔)

- ・2歳以上5歳未満に開始：1回接種

※侵袭性肺炎球菌感染症は24か月未満の小児において最大となること、世界保健機構(WHO)の勧告等を踏まえ設定

※接種対象者の年齢の範囲で市町村が独自で接種年齢を設定することは可能

麻しん対策推進会議での審議結果

第6回麻しん対策推進会議(平成22年11月1日)

○麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行く高校2年生について、麻しんの定期接種の対象者とするについて議論。

(参考)

修学旅行生が麻しん排除国に麻しんを持ち込むことで国際問題に繋がりがかねないこと等から、海外に修学旅行に行く高校2年生に定期接種として柔軟な実施を可能とする方法について検討頂きたいとの要請が総務省からあったところ。



平成23年度に限り、高校3年生相当の年齢の者に加え、高校2年生相当の年齢の者のうち学校教育の一環として海外へ修学旅行又は研修等に行くものについても、麻しんの第4期の定期接種を受けられることとするとの結論。

なお、第4期の積極的勧奨は、従前通り高校3年生相当の年齢の者に対して行う。

(参考)麻しん・風しんの予防接種

対象者：第1期(生後12月から24月に至るまでの間にあるもの)

第2期(5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から始期に達する日までの間にある者)

第3期(13歳となる日の属する年度にある者)

第4期(18歳となる日の属する年度にある者)

平成20年度から5年間の時限措置

日本脳炎に関する小委員会第3次中間報告

第5回厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会日本脳炎小委員会(平成22年10月6日)

- 平成22年度に実施された3歳での第1期接種の積極的勧奨に加え、平成23年度以降は、4歳児への第1期追加接種の積極的勧奨を実施する。
- 平成23年度に9歳、10歳になる者を、平成23年度において、第1期接種の積極的勧奨の対象とする。(既に一部の接種を完了している場合には、未接種分)
- 現行の予防接種法施行令において接種対象外となっている7歳6ヶ月以上9歳未満の者についても、接種機会が提供されるよう配慮すべき。

(参考)日本脳炎の予防接種

- 【平成17年5月】
重度の副反応(ADEM)を発症した事例があったことをきっかけに、積極的な勧奨の差控え
- 【平成21年6月】
新たなワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)を予防接種法に使用可能なものとして位置付け
- 【平成22年4月】
第1期の標準的な接種期間に該当する者(3歳児に対する初回接種)に対して積極的な勧奨再開
- 【平成22年8月】
積極的な接種勧奨差控えによって接種できなかった者が第1期の定期接種を受けられるよう予防接種実施規則を改正

その他の予防接種対策について

副反応報告・健康状況 調査結果情報

- 定期予防接種における副反応の発現数・様態を収集・分析

【予防接種法に基づく定期予防接種】

被接種者若しくはその保護者において、予防接種の効果・安全性・副反応・健康被害救済制度等に関して、十分な理解の下、行われるべきもの



接種の判断の際に、考慮すべき情報として活用

健康被害者に対する支援

- 予防接種健康被害者保健福祉相談事業の実施((財)予防接種リサーチセンター)
・健康被害者への生活上の相談対応 ・健康被害者家族への介護上の支援対応
- 行政の情報伝達面における連携(衛生主管部局と福祉関係主管部局)
希望者における障害者施設利用手続きに係る円滑な対応等



健康被害者及びその家族の負担軽減